

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内における BSE 発生を契機として、牛由来肉骨粉・せき柱について、食用・飼肥料等としての利用が禁止された。

その結果、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かすおそれが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うとともに、有効利用を促進することにより、と畜機能の維持及び食の安全・安心の確保を図る。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

牛肉骨粉の適正処分の推進のため、レンダリング業者における牛肉骨粉の製造経費、セメント業者・廃棄物処理業者における焼却処分経費等の一部を助成するとともに、牛肉骨粉を肥料向けに利用する事業者に対して処理促進費を交付。

(2) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱の食品・飼料等としての流通を防ぐため、牛せき柱の分別管理体制を整え、適切に牛せき柱を除去・管理している食肉事業者に対して、促進費を交付。

(3) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の需給調査や、肉骨粉の用途拡大の検討等を支援。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 5, 669百万円

（定額、10／10以内、1／3以内）

担当課：畜産局食肉鶏卵課
代表：03-3502-8111 内線 4942
担当者：小野寺、佐治